法定外公共物にかかる機能の有無について

年　　　　月　　　　日

新　潟　市　長　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話

　下記財産について、財務局手続きに必要なため機能の有無について確認してください。

記

１．財産の所在地

　　新潟市　　　　　　　　　　　　　　　　地先～　　　　　　　　　　　　　地先

２．添付書類

　　地図（公図の写しや位置図等）：１部

　　　（注）地図には対象財産の起終点（起点△、終点▲）を明示する。

　第　　　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

財務省関東財務局

　　新潟財務事務所　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　新潟市長

　上記の法定外公共物については機能を喪失しており、国有財産特別措置法

第５条第１項第５号の規定に基づく譲与の対象ではないことを確認します。

※　太枠線内は記入しないでください。